（九州運輸局熊本運輸支局長）
国土交通事務官　久保　博喜
辞職を承認する
（九州運輸局自動車交通部次長）
同　橋口　光義
九州運輸局熊本運輸支局長に転任させる（以上一月一日）
（観光庁長官）　本保　芳明
辞職を承認する
（近畿運輸局次長）国土交通技官　辻　安治
港湾局付に転任させる
辞職を承認する
（元株式会社大分フットボールクラブ代表取締役）　溝畑　宏
観光庁長官に採用する
（独立行政法人港湾空港技術研究所特別研究官）　村山伊知郎
国土交通技官（近畿運輸局次長）に採用する（以上一月四日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　山下　郁夫
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（一月二十六日）

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年１月29日

四国地方整備局長　足立　敏之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	32号	高知市知寄町３丁目25番から同市知寄町２丁目402番までの上下線

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成22年１月29日

国土交通大臣　前原　誠司

漁業（大型いか釣り）最低賃金第５項中「196,000円」を「196,400円」に改める。

附　則

この公示は、平成22年２月28日から効力を生ずる。

資料

—閣議決定等事項—

（内閣官房）

一月二十六日（火）

○国会提出案件（抜粋）

一、国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（平成二十一年七月一日から同年十二月三十一日まで）について（決定）（消費者庁）

一、行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）（総務省・内閣府本府）

一、平成二十年度特別会計財務書類について（決定）（財務省）

一、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働・総務省）

公告

諸事項

工場財団

長崎県諫早市幸町１番23号**九州ガス株式会社**の工場財団に熊本県八代市松江町376番地九州ガス株式会社八代工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年１月29日

熊本地方法務局八代支局

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成21年４月１日から平成21年12月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成22年１月29日　財務大臣　菅　**直**人

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	179,812	4,742	
24	パテントレザー等	1,446	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	48,775	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	716,544	5,121	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	66,878	1,331	
29	履物の一部品目	55,373	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	32,608	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	134,821	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	19,713	523	

備考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ガイア

２．住所　北海道亀田郡七飯町大川２丁目17番５号

３．代表者の氏名　野尻　三巌

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号北海道財務局長（金商）第32号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年７月29日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて北海道財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年１月29日

北海道財務局長　渥美　恭弘